

「蒲郡駅事件」 不当判決を許さない！加藤さんは無実だ！

4月21日、名古屋地方裁判所は、「蒲郡駅事件」で加藤誠二さんに対し、不当にも懲役6ヶ月、執行猶予2年の有罪判決を言い渡した。この不当判決に私たちは、満腔の怒りを持って断固抗議すると共に、さらに加藤誠二さんの無実を訴えるものである。

裁判所は、加藤さんが勤務中に「蒲郡駅の管理者専用書庫のファイルから主任レポートに関する文書をコピーし持ち出して、31枚を窃取した」として、有罪判決を下した。

加藤さんは公判の中で「窃盗は事実無根であり労働組合の破壊を狙った政治弾圧である」と正々堂々と証言してきた。一方、検察は指紋をはじめ一切の物的証拠がないのに証拠ならざる証拠を並べ立てて、加藤さんが窃盗したというストーリーをつくり上げようとしてきた。

しかし監視カメラには窃盗したことに明確に結びつく映像は映っておらず、管理者の証言も「内部文書を保管していた書庫は適切に管理していた」というものであった。にもかかわらず裁判所は、加藤さんが内部文書のファイルを取りだしてコピーしたとすれば、監視カメラの映像は自然・合理的であり、書庫のカギもかかかっていなかったかもしれない、との強引な推論を行い、さらに加藤さんの証言は不自然・不合理・不可解だとの偏見に満ちた判断をして、結論を出したのである。

2007年7月13日愛知県警公安三課によって、JR東海労組事務所、加藤誠二さんの自宅・職場など7箇所におよぶ大規模な家宅捜索が行なわれた。JR東海からの刑事告訴をもとに公安警察が前面に立ち、加藤誠二さんを窃盗犯にでっち上げたうえ、名古屋地方検察庁の起訴によってこの裁判は始まったのだ。結果、労働組合破壊を目的とした政治弾圧・国策捜査に、裁判所が手を貸したのだと言わざるをえないではないか！

私たちは、加藤さんは無実だと確信している。完全無罪を勝ち取り、懲戒解雇を撤回させなければならない。相手がどんなに強大であろうとも、怯むことなく、あきらめることなく、闘いを継続していく。「蒲郡駅事件の公正・公平な審理により、被告無罪の判決を求める」署名に協力いただいた多くの人たちの支援に応えるためにも、不当弾圧を跳ね返し加藤誠二さんの完全無罪まで奮闘していくものである。

2009年4月22日

JR東海労働組合静岡地方本部